

山口県報

平成24年
1月31日
(火曜日)

目 次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 三

県が発注する森林整備工事に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等(森林整備課) 五

土砂災害警戒区域の指定(砂防課) 八

公告

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課) 一〇

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(二件)(商政課) 一一

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課) 一三



山口県告示第二十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十四年一月三十一日から同年二月二十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十四年一月三十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東ソー株式会社
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東ソー株式会社南陽事業所
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 ($m^3/日$)	工 事 着 手 年 月 日 定 手	工 事 完 成 年 月 日 定 成	使 用 開 始 年 月 日 定 始
二七一又	二二	平成二四、 三、一	平成二四、 七、三二	平成二四、 八、一
"	一〇	"	"	連 続 二 四 時 間
"	五	"	"	時 間 変 動 概 要

備考 「二七一又」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

種 類	中 和 処 理 施 設				項 目	汚 水		等 水		の 汚 染 状 態		の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)		
	処 理 後	処 理 前	処 理 後	処 理 前		通 常	最 大	通 常	最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	室 態 (mg/l)	室 態 (mg/l)		最 大	最 大
"	八	六	八	六	九	六	九	六	三	五	〇	〇	〇	〇	四	四
"	九	八	五	七	九	八	九	八	三	五	〇	〇	〇	〇	四	四

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	中 和 処 理 施 設	種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処 理 の 方 式	使 用 時 間 隔 隔 間	一 日 当 た り の 使 用 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要 否	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
総 合 排 水 処 理 施 設	堰 囲 い	"	コンクリート製	三、八四〇、〇〇〇	中 和 連 続	"	二 四 時 間	変 動 な し	(既)		(設)

(一) 種 類、構 造 及 び 使 用 時 間 間 隔 等

四 汚 水 等 の 処 理 施 設 に 関 す る 事 項

種 類	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)		化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)		浮 遊 物 質 量 (mg/l)		室 態 (mg/l)		燐 (mg/l)		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	五
"	七	九	五	七	九	三	五	一	二	〇	〇
二 七 一 又	六	五	二	二	三	五	一	二	〇	〇	二

備 考 (一) の 表 の 備 考 は、こ の 表 に つ い て 準 用 す る。

(二) 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値 及 び 汚 水 等 の 量

総合排水処理施設	
処理後	処理前
"	"
"	"
"	三
"	五
一〇	一四〇
二〇	二八〇
"	一
"	一・三
"	二・二
"	"
"	〇・二二、九三六、一〇八二、九三六、一〇八
"	"

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 状 態 の 値		排水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
"	八	通 常	通 常	二、九三六、一〇八二、九三六、一〇八
"	九、六	最 大	最 大	一四〇、四〇〇
三	二・五	通 常	通 常	一四〇、四〇〇
五	四・三	最 大	最 大	一四〇、四〇〇
一〇	六	通 常	通 常	
二〇	三	最 大	最 大	
"	一	通 常	通 常	
一・三	〇・九	最 大	最 大	
二・二	一・二	通 常	通 常	
"	〇・一	最 大	最 大	
"	〇・二	通 常	通 常	

山口県告示第二十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十四年一月三十一日から同年二月二十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十四年一月三十一日

山口県知事 二井 関 成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 東ソー株式会社

住 所 周南市開成町四五六〇番地

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 東ソー株式会社南陽事業所

所在地 周南市開成町四五六〇番地

三 特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設、遠心分離機、廃ガス洗浄施設及び湿式

四 変更しようとする事項の内容

集じん施設、同表第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する水洗施設、遠心分離機、静置分離器及び廃ガス洗浄施設、同表第三十四号の合成ゴム製造業の用に供する脱水施設及び水洗施設、同表第三十七号の石油化学工業の用に供する洗浄施設、分離施設、ろ過施設及び廃ガス洗浄施設、同表第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設、分離施設及び廃ガス洗浄施設、同表第六十三号の三の石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設、同表第七十一号の四の産業廃棄物処理施設並びに同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設

集じん施設、同表第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する水洗施設、遠心分離機、静置分離器及び廃ガス洗浄施設、同表第三十四号の合成ゴム製造業の用に供する脱水施設及び水洗施設、同表第三十七号の石油化学工業の用に供する洗浄施設、分離施設、ろ過施設及び廃ガス洗浄施設、同表第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設、分離施設及び廃ガス洗浄施設、同表第六十三号の三の石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設、同表第七十一号の四の産業廃棄物処理施設並びに同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設

変更しようとする事項の内容
特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

総合排水処理施設				"				"				中和処理施設				種 類	
処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前		項 目	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	通 常 最 大	
"	"	"	"	"	八	"	六	"	八	"	六	"	八	"	六	水素イオン濃度 (水素指数)	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
"	"	"	"	"	九〇六	"	八〇五	"	九〇六	"	八〇五	"	九〇六	"	七〇五	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)
"	"	"	三	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	二	浮遊物質量 (mg/l)	窒 素 の 値
"	"	"	五	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	二	検出せず	窒 素 の 値
"	一〇	"	一四〇	"	九	"	二五	"	九	"	三五	"	"	"	一〇	窒素 (mg/l)	窒 素 の 値
"	二〇	"	二八〇	"	九	"	二五	"	九	"	三五	"	一〇	"	三五	窒素 (mg/l)	窒 素 の 値
"	"	"	一	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	検出せず	窒素 (mg/l)	窒 素 の 値
"	"	"	一・三	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	〇・六	窒素 (mg/l)	窒 素 の 値
"	"	"	二・二	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	〇・八	窒素 (mg/l)	窒 素 の 値
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	〇・一	窒素 (mg/l)	窒 素 の 値
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	〇・一	窒素 (mg/l)	窒 素 の 値
"	"	"	二、九六、〇六	"	二六一	"	一〇一	"	二六一	"	一〇一	"	四四三	"	五三五	汚水等の一日当たりの量 (m³)	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m³)
"	"	"	二、九六、〇六	"	二六一	"	一〇一	"	二六一	"	一〇一	"	四四三	"	五三五	汚水等の一日当たりの量 (m³)	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m³)

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

督及び施工管理に関する業務について一年に六十日以上かつ五年以上（同法による大学又は高等専門学校を卒業した者にあつては、一年に六十日以上かつ三年以上）の実務経験を有する者

(6) 森林の施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について一年に六十日以上かつ十年以上の実務経験を有する者

3 常時五人以上の森林の施業に係る作業の経験を有する職員（技術職員を含む。以下「作業職員」という。）を雇用しており、かつ、当該作業職員のうち三人以上の作業職員が労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十九条第三項に規定する特別の教育（労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六条第八号及び第八号の二に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者である者であること。

(二) 競争入札参加資格の格付は、作業職員の数を審査して行うものとする。

(三) 競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が認定された日の翌日から平成二十六年三月三十一日までの間とする。

三 資格審査の申請の時期及び方法

(一) 申請の時期は、平成二十四年二月七日以降随時とする。

(二) 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（別記第一号様式。以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

(三) 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

1 法人にあつては登記事項証明書（外国法人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）、個人にあつては誓約書（別記第二号様式）

2 法第五条第一項の認定を受けた者にあつては改善計画認定書の写し、建設工事等競争入札参加資格を有する者にあつては建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し

3 二の(一)の2及び3に掲げる要件に該当する者であることを証する書類

4 納税証明書（外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）

5 営業所の所在状況を記載した書類

6 署名を慣習とする外国法人又は外国人以外の者にあつては、印鑑証明書

7 1から6までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

(四) 申請書等の作成に用いる言語等

1 申請書は日本語で作成をし、その他の書類で外国語で記載されたものは訳文の付記又は添付をしなければならない。

2 添付書類に記載する金額については、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条

に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十二年財務省告示第三号）に示す外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

四 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、申請者に通知する。

五 審査事項等の変更の届出

競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、競争入札参加資格審査事項等変更届（別記第三号様式）に三の(三)に掲げる書類（変更に係るものに限る。）を添えて、知事に提出しなければならない。

(一) 住所

(二) 商号又は名称

(三) 代表者の氏名

(四) 建設工事等競争入札参加資格

(五) 営業所の名称及び所在地

(六) 使用印鑑

(七) 代理人

別記

第 1号様式

受付番号	登録番号
------	------

受 付

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 住所

住 宅 番 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

④

(電 話)

(フ ャ ク シ ミ リ 局 番)

年度及び 年度において山口県が発注する森林整備工事に係る競争入札に参加したいので、競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

作 業 職 員 の 数	(A)	
	資 格 等 の 名 称	人 数
(A) の うち 技 術 職 員 の 数		人
(A)のうち安全衛生教育を受けた者の数		人

- 注
- ※印欄は、記入しないこと。
 - 署名を慣習とする外国人又は外国人にあっては、「申請者」欄への押印は要しないこと。
 - ①「(A)のうち技術職員の数」欄は、同一人が二以上の資格等を有する場合には、そのうちの主な一資格等により記入すること。
 - ②「(A)のうち安全衛生教育を受けた者の数」欄は、労働安全衛生法第59条第3項に規定する特別の教育(労働安全衛生規則第36条第8号及び第8号の2に掲げる業務に係るものに限る。)を受けた者の数を記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第 2号様式

誓 約 書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住所

氏名

④

私は、成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないものいづれにも該当しないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第3号様式

競争入札参加資格審査事項等変更届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
住所
届出者
商号又は名称
代表者氏名

(印)
電話
フアクシミリ

局 番)
局 番)

下記のとおり 年 月 日から 年 月 日までの間の競争
入札参加資格に係る審査事項等に変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。
記

変更事項	変更年月日	変更の内容	
		変更前	変更後

注 署名を慣習とする外国人又は外国人にあつては、「届出者」欄への押印は要しないこと。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

山口県告示第二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定す。

平成二十四年一月三十一日

山口県知事 二井 関成

一 区域の名称

- 浅江(1) 浅江(2) 浅江(3) 浅江(4) 浅江(5) 浅江(6) 浅江(7) 浅江(8) 浅江(9) 浅江(10) 浅江(11) 浅江(12) 浅江(13) 浅江(14) 浅江(15) 浅江(16) 浅江(17) 浅江(18) 浅江(19) 浅江(20) 浅江(21) 浅江(22) 浅江(23) 浅江(24) 浅江(25) 浅江(26) 浅江(27) 浅江(28) 浅江(29) 浅江(30) 浅江(31) 浅江(32) 浅江(33) 浅江(34) 浅江(35) 浅江(36) 浅江(37) 浅江(38) 浅江(39) 浅江(40) 浅江(41) 浅江(42) 浅江(43) 浅江(44) 浅江(45) 浅江(46) 浅江(47) 浅江(48) 浅江(49) 浅江(50)
- 岩田(1) 岩田(2) 岩田(3) 岩田(4) 岩田(5) 岩田(6) 岩田(7) 岩田(8) 岩田(9) 岩田(10) 岩田(11) 岩田(12) 岩田(13) 岩田(14) 岩田(15) 岩田(16) 岩田(17) 岩田(18) 岩田(19) 岩田(20) 岩田(21) 岩田(22) 岩田(23) 岩田(24) 岩田(25) 岩田(26) 岩田(27) 岩田(28) 岩田(29) 岩田(30) 岩田(31) 岩田(32) 岩田(33) 岩田(34) 岩田(35) 岩田(36) 岩田(37) 岩田(38) 岩田(39) 岩田(40) 岩田(41) 岩田(42) 岩田(43) 岩田(44) 岩田(45) 岩田(46) 岩田(47) 岩田(48) 岩田(49) 岩田(50)
- 上島田(1) 上島田(2) 上島田(3) 上島田(4) 上島田(5) 上島田(6) 上島田(7) 上島田(8) 上島田(9) 上島田(10) 上島田(11) 上島田(12) 上島田(13) 上島田(14) 上島田(15) 上島田(16) 上島田(17) 上島田(18) 上島田(19) 上島田(20) 上島田(21) 上島田(22) 上島田(23) 上島田(24) 上島田(25) 上島田(26) 上島田(27) 上島田(28) 上島田(29) 上島田(30) 上島田(31) 上島田(32) 上島田(33) 上島田(34) 上島田(35) 上島田(36) 上島田(37) 上島田(38) 上島田(39) 上島田(40) 上島田(41) 上島田(42) 上島田(43) 上島田(44) 上島田(45) 上島田(46) 上島田(47) 上島田(48) 上島田(49) 上島田(50)
- 小周防(1) 小周防(2) 小周防(3) 小周防(4) 小周防(5) 小周防(6) 小周防(7) 小周防(8) 小周防(9) 小周防(10) 小周防(11) 小周防(12) 小周防(13) 小周防(14) 小周防(15) 小周防(16) 小周防(17) 小周防(18) 小周防(19) 小周防(20) 小周防(21) 小周防(22) 小周防(23) 小周防(24) 小周防(25) 小周防(26) 小周防(27) 小周防(28) 小周防(29) 小周防(30) 小周防(31) 小周防(32) 小周防(33) 小周防(34) 小周防(35) 小周防(36) 小周防(37) 小周防(38) 小周防(39) 小周防(40) 小周防(41) 小周防(42) 小周防(43) 小周防(44) 小周防(45) 小周防(46) 小周防(47) 小周防(48) 小周防(49) 小周防(50)
- 塩田(1) 塩田(2) 塩田(3) 塩田(4) 塩田(5) 塩田(6) 塩田(7) 塩田(8) 塩田(9) 塩田(10) 塩田(11) 塩田(12) 塩田(13) 塩田(14) 塩田(15) 塩田(16) 塩田(17) 塩田(18) 塩田(19) 塩田(20) 塩田(21) 塩田(22) 塩田(23) 塩田(24) 塩田(25) 塩田(26) 塩田(27) 塩田(28) 塩田(29) 塩田(30) 塩田(31) 塩田(32) 塩田(33) 塩田(34) 塩田(35) 塩田(36) 塩田(37) 塩田(38) 塩田(39) 塩田(40) 塩田(41) 塩田(42) 塩田(43) 塩田(44) 塩田(45) 塩田(46) 塩田(47) 塩田(48) 塩田(49) 塩田(50)
- 島田(1) 島田(2) 島田(3) 島田(4) 島田(5) 島田(6) 島田(7) 島田(8) 島田(9) 島田(10) 島田(11) 島田(12) 島田(13) 島田(14) 島田(15) 島田(16) 島田(17) 島田(18) 島田(19) 島田(20) 島田(21) 島田(22) 島田(23) 島田(24) 島田(25) 島田(26) 島田(27) 島田(28) 島田(29) 島田(30) 島田(31) 島田(32) 島田(33) 島田(34) 島田(35) 島田(36) 島田(37) 島田(38) 島田(39) 島田(40) 島田(41) 島田(42) 島田(43) 島田(44) 島田(45) 島田(46) 島田(47) 島田(48) 島田(49) 島田(50)

- (12)、島田(13)、千坊台(1)、千坊台(2)、千坊台(3)、千坊台(4)、千坊台(5)、千坊台(6)、宝町(1)、立野(2)、立野(3)、立野(4)、立野(5)、立野(6)、立野(7)、立野(8)、立野(9)、立野(10)、立野(11)、立野(12)、立野(13)、立野(14)、立野(15)、立野(16)、立野(17)、立野(18)、立野(19)、立野(20)、立野(21)、立野(22)、立野(23)、立野(24)、立野(25)、立野(26)、中央(1)、中央(2)、中央(3)、中央(4)、中央(5)、中央(6)、中央(7)、中央(8)、東荷(1)、東荷(2)、東荷(3)、東荷(4)、東荷(5)、東荷(6)、東荷(7)、東荷(8)、東荷(9)、東荷(10)、東荷(11)、東荷(12)、東荷(13)、東荷(14)、東荷(15)、東荷(16)、東荷(17)、東荷(18)、東荷(19)、東荷(20)、東荷(21)、東荷(22)、東荷(23)、東荷(24)、東荷(25)、東荷(26)、東荷(27)、東荷(28)、東荷(29)、東荷(30)、東荷(31)、東荷(32)、東荷(33)、東荷(34)、東荷(35)、東荷(36)、東荷(37)、東荷(38)、東荷(39)、東荷(40)、東荷(41)、東荷(42)、東荷(43)、東荷(44)、中島田(1)、中島田(2)、中島田(3)、中島田(4)、中島田(5)、中島田(6)、中島田(7)、中島田(8)、中島田(9)、中島田(10)、中島田(11)、虹ヶ丘(1)、虹ヶ丘(2)、花園(1)、花園(2)、花園(3)、丸山町(1)、丸山町(2)、丸山町(3)、三井(3)、三井(4)、三井(5)、三井(6)、三井(7)、三井(8)、三井(9)、三井(10)、三井(11)、三井(12)、三井(13)、三井(14)、三井(15)、三井(16)、三井(17)、三井(18)、三井(19)、三井(20)、三井(21)、三井(22)、三井(23)、三井(24)、三井(25)、三井(26)、三井(27)、三井(28)、三井(29)、三井(30)、三井(31)、三井(32)、三井(33)、三井(34)、三井(35)、三井(36)、三井(37)、三井(38)、三井(39)、三井(40)、光井(1)、光井(2)、光井(3)、光井(4)、光井(5)、光井(6)、光井(7)、光井(8)、光井(9)、光井(10)、光井(11)、光井(12)、光井(13)、光井(14)、光井(15)、光井(16)、光井(17)、光井(18)、光井(19)、光井(20)、光井(21)、光井(22)、光井(23)、光井(24)、光井(25)、光井(26)、光井(27)、光井(28)、光井(29)、光井(30)、光井(31)、光井(32)、光井(33)、光井(34)、光井(35)、光井(36)、光井(37)、光井(38)、光井(39)、光井(40)、光井(41)、光井(42)、光井(43)、光井(44)、光井(45)、光井(46)、光井(47)、光井(48)、光井(49)、光井(50)、光井(51)、光井(52)、光井(53)、光井(54)、光井(55)、光井(56)、光井(57)、光井(58)、光井(59)、光井(60)、三輪(1)、三輪(2)、三輪(3)、三輪(4)、三輪(5)、三輪(6)、三輪(7)、三輪(8)、三輪(9)、三輪(10)、三輪(11)、三輪(12)、三輪(13)、三輪(14)、三輪(15)、三輪(16)、三輪(17)、三輪(18)、三輪(19)、三輪(20)、三輪(21)、三輪(22)、三輪(23)、三輪(24)、三輪(25)、三輪(26)、三輪(27)、三輪(28)、三輪(29)、三輪(30)、三輪(31)、三輪(32)、三輪(33)、三輪(34)、三輪(35)、三輪(36)、三輪(37)、三輪(38)、三輪(39)、三輪(40)、三輪(41)、三輪(42)、室積大町(1)、室積新開(1)、室積新開(2)、室積新開(3)、室積東ノ庄(1)、

- 室積東ノ庄(2)、室積東ノ庄(3)、室積村(3)、室積村(4)、室積村(5)、室積村(6)、室積村(7)、室積村(8)、室積村(9)、室積村(10)、室積村(11)、室積村(12)、室積村(13)、室積村(14)、室積村(15)、室積村(16)、室積村(17)、室積村(18)、室積村(19)、室積村(20)、室積村(21)、室積村(22)、室積村(23)、室積村(24)、室積村(25)、室積村(26)、室積村(27)、室積村(28)、室積村(29)、室積村(30)、室積村(31)、室積村(32)、室積村(33)、室積村(34)、室積村(35)、室積村(36)、室積村(37)、室積村(38)、室積村(39)、室積村(40)

二 区域の範囲
次の図のとおり
三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び光市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

- 浅江(1)、浅江(2)、浅江(3)、浅江(4)、浅江(5)、浅江(6)、浅江(7)、浅江(8)、浅江(9)、浅江(10)、浅江(11)、岩田(1)、岩田(2)、岩田(3)、岩田(4)、岩田(5)、岩田(6)、岩田(7)、岩田(8)、岩田(9)、岩田立野(1)、牛島(1)、上島田(1)、上島田(2)、上島田(3)、上島田(4)、上島田(5)、上島田(6)、上島田(7)、上島田(8)、上島田(9)、上島田(10)、小周防(1)、小周防(2)、小周防(3)、小周防(4)、小周防(5)、塩田(1)、塩田(2)、塩田(3)、塩田(4)、塩田(5)、塩田(6)、塩田(7)、塩田(8)、塩田(9)、塩田(10)、塩田(11)、塩田(12)、塩田(13)、塩田(14)、塩田(15)、塩田(16)、塩田(17)、塩田(18)、塩田(19)、塩田(20)、塩田(21)、塩田(22)、塩田(23)、塩田(24)、塩田(25)、塩田(26)、塩田(27)、塩田(28)、塩田(29)、塩田(30)、塩田(31)、塩田(32)、塩田(33)、塩田(34)、塩田(35)、塩田(36)、塩田(37)、塩田(38)、塩田(39)、塩田(40)、塩田(41)、塩田(42)、塩田(43)、塩田(44)、塩田(45)、塩田(46)、島田(1)、島田(3)、島田(4)、島田(5)、島田(6)、千坊台(1)、千坊台(2)、千坊台(3)、立野(1)、立野(2)、立野(3)、立野(4)、立野(5)、立野(6)、立野(7)、立野(8)、立野(9)、立野(10)、中央(1)、東荷(1)、東荷(2)、東荷(3)、東荷(4)、東荷(5)、東荷(6)、東荷(7)、東荷(8)、東荷(9)、東荷(10)、東荷(11)、東荷(12)、東荷(13)、東荷(14)、東荷(15)、東荷(16)、東荷(17)、東荷(18)、東荷(19)、東荷(20)、東荷(21)、東荷(22)、東荷(23)、東荷(24)、東荷(25)、東荷(26)、東荷(27)、東荷(28)、東荷(29)、東荷(30)、東荷(31)、東荷(32)、東荷(33)、東荷(34)、東荷(35)、東荷(36)、東荷(37)、東荷(38)、東荷(39)、東荷(40)、中島田(1)、

- 中島田(2)、中島田(3)、中島田(4)、三井(2)、三井(3)、三井(4)、三井(5)、三井(6)、三井(7)、三井(8)、三井(9)、三井(10)、三井(11)、三井(12)、三井(13)、三井(14)、光井(1)、光井(2)、光井(3)、光井(4)、光井(5)、光井(6)、光井(7)、光井(8)、光井(9)、光井(10)、光井(11)、光井(12)、光井(13)、光井(14)、光井(15)、光井(16)、光井(17)、光井(18)、光井(19)、光井(20)、光井(21)、三輪(1)、三輪(2)、三輪(3)、三輪(4)、三輪(5)、三輪(6)、三輪(7)、三輪(8)、三輪(9)、三輪(10)、室積新開(1)、室積新開(2)、室積神田(1)、室積神田(2)、室積西ノ庄(2)、室積西ノ庄(3)、室積東ノ庄(1)、室積東ノ庄(2)、室積村(1)、室積村(2)、室積村(3)、室積村(4)、室積村(5)、室積村(6)、室積村(7)、室積村(8)、室積村(9)、室積村(10)、室積村(11)、室積村(12)

二 区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び光市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
塩田(1)、室積村(1)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び光市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)



(三二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十四年一月三十一日から同年五月三十一日までの間、山口県商工

労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
平成二十四年一月三十一日
山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 マックスバリュ新田店
所在地 防府市大字新田一〇四七の二
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二 岩本 隆雄
株式会社
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗を 業を行う者の氏名又は名称 マックスバリュ西日本株式会 社	変 更 前 藤 本 昭	変 更 後 岩 本 隆 雄
--	--	----------------------	------------------------

- 四 届出年月日
平成二十四年一月十七日
- 五 変更年月日
平成二十三年五月十二日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 マックスバリュ新田店
所在地 防府市大字新田一〇四七の二
 - 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二 岩本 隆雄
株式会社
 - 三 変更に係る事項の概要
- | | | |
|--|-------------|-------------|
| 変更に係る事項
大規模小売店舗において小売
業を行う者の氏名又は名称 | 変
更
前 | 変
更
後 |
|--|-------------|-------------|

大規模小売店舗を 設置する者の住所 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	マックスバリュ西日本株式会 社	兵庫姫路市北条口 四丁目四	兵庫姫路市三左衛 門堀東の町二二一
"	"	"	"
"	"	"	"

四 届出年月日
平成二十四年一月十七日

五 変更年月日
平成二十三年十月三日

(三三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十四年一月三十一日から同年五月三十一日までの間、山口県商工労働部政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年一月三十一日
山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ柳井新庄店
所在地 柳井市新庄四四の五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 兵庫姫路市三左衛門堀東の町二二一 岩本 隆雄
株式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗において小売 業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	藤 本 昭
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	マックスバリュ西日本株式会 社	変 更 後	岩 本 隆 雄

四 届出年月日
平成二十四年一月十七日

五 変更年月日
平成二十三年五月十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ柳井新庄店
所在地 柳井市新庄四四の五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 兵庫姫路市三左衛門堀東の町二二一 岩本 隆雄
株式会社

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の住所	大規模小売店舗において小売 業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	兵 庫 姫 路 市 北 条 口 四 丁 目 四
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	マックスバリュ西日本株式会 社	変 更 後	兵 庫 姫 路 市 三 左 衛 門 堀 東 の 町 二 二 一

四 届出年月日
平成二十四年一月十七日

五 変更年月日
平成二十三年十月三日

(三四) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年一月三十一日から同年五月三十一日までの間、山口県商工労働部政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年一月三十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ新田店

- 所在地 防府市大字新田一〇四七の二
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二 岩本 隆雄
株式会社
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前八時から午後六時まで	午前六時から午後一〇時まで

- 四 届出年月日
平成二十四年一月十七日
- 五 変更年月日
平成二十四年二月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 マックスバリュ新田店
所在地 防府市大字新田一〇四七の二
 - 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二 岩本 隆雄
株式会社
 - 三 変更に係る事項
 - 四 荷さばき施設の位置
届出年月日
平成二十四年一月十七日
 - 五 変更年月日
平成二十四年二月一日
- (三五) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年一月三十一日から同年五月三十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年一月三十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 マックスバリュ柳井新庄店
所在地 柳井市新庄四四の五
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二 岩本 隆雄
株式会社
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前七時から午後七時まで	午前六時から午後九時まで

- 四 届出年月日
平成二十四年一月十七日
- 五 変更年月日
平成二十四年二月一日
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 マックスバリュ柳井新庄店
所在地 柳井市新庄四四の五
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二 岩本 隆雄
株式会社
- 三 変更に係る事項
- 四 荷さばき施設の位置
届出年月日
平成二十四年一月十七日

五 変更年月日

平成二十四年二月一日

(三六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年八月二十三日山口県公告(二六三)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年一月三十一日から同年二月二十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年一月三十一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルシヨク塩浜店

所在地 下関市彦島田の首町一丁目一番二五号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルシヨク迫町店

所在地 下関市彦島迫町三丁目三〇五四

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンリブ東駅

所在地 下関市羽山町四〇九の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 カラトピア
所在地 下関市唐戸町四番一号
二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(三七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年九月九日山口県公告(二七九)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年一月三十一日から同年二月二十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年一月三十一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめシテイ

所在地 下関市伊倉新町三丁目三〇一四の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

平成
二十四
年一
月三
十一
日
印刷
發行

發行
行人
人所

山口
県知
事
庁